広島市報

号外第５号

令和元年６月５日

発　行　所

広島市役所

（企画総務局法務課）

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

目　　次

告　　示

○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）……1

○放置自転車等の撤去（安佐北区）……1

正　　誤

告　　示

広島市告示（安佐北区）第１号

令 和 元 年 ５ 月 ３ ０ 日

安佐北区の無料駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車等については，５月２９日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申し出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

広島市告示（安佐北区）第２号

令 和 元 年 ５ 月 ３ ０ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により，５月２９日に別紙のとおり自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

正　　誤

本号

（１頁　左欄　１２行目）

（誤）　広島市告示（安佐北区）第１号

（正）　広島市告示（安佐北区）第４７号

（１頁　左欄　２５行目）

（誤）　広島市告示（安佐北区）第２号

（正）　広島市告示（安佐北区）第４８号